

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 (品 名)	規格	単位	予定数量	備考
事業系一般廃棄物の処分(草木類)	仕様書のとおり	回	118	

(2) 履行場所 契約相手方指定場所

(3) 履行期間 契 約 締 結 日 ～ 令 和 8 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令 和 7 年 4 月 4 日 (金) 10 時 30 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 単価決定

10 契約方法 単価契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)、一般廃棄物再生利用指定業許可証の写しを令和7年4月3日(木)までに提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年4月2日(水)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 7043 FAX(053)472-7735 担当: 三田
仕様書の詳細については、基地業務群本部環境係に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 7100 FAX(053)472-7735 担当: 西川

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
件 名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）	浜基 L P S - X 6 0 0 0 7 0		
		承認	令和 7 年 3 月 1 3 日	
		作成	令和 7 年 3 月 1 0 日	
		改正	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日			
		作成部隊等名	第 1 航空団 基地業務群本部	
1 総則 1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、事業系一般廃棄物の処分について規定する。 2 引用文書 2. 1 一般 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。 2. 2 法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和 4 年法律第六十八号） 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 2 5 年 9 月 2 6 日浜松市条例第 5 8 号） 3 監督・検査 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。 4 役務に関する要求 4. 1 役務内容 役務内容は、次による。 a）航空自衛隊浜松基地が契約した業者（以下「基地契約済業者」という。）により航空自衛隊浜松基地から収集運搬された事業系一般廃棄物を処分する。				

件 名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）
	b) 基地契約済業者により収集運搬された事業系一般廃棄物の契約相手方への搬入日は、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除き、基地契約済業者の収集運搬日と同日とする。
	c) 基地契約済業者により収集運搬された事業系一般廃棄物については、契約相手方の履行場所に搬入する。
	d) 基地契約済業者により収集運搬された事業系一般廃棄物については、契約相手方が法令等に基づき、適切に処分する。
	4. 2 事業系一般廃棄物の種類 草木類
	4. 3 履行期間 調達要領指定書のとおり。
	4. 4 履行場所 契約相手方
	4. 5 履行回数 調達要領指定書のとおり。
	4. 6 年間排出量 調達要領指定書のとおり。
	5 安全管理 契約相手方は、契約履行中において官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に速やかに報告するとともに、契約相手方の責において処置、修復を行う。
	6 基地内共通事項 契約相手方は、基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。 以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。
	a) 基地及び基地施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。
	b) 履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。
	c) 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。
	d) 基地内への入出門時間は平日8時～16時とし、それ以外に作業を行う場合は、監督官と協議し、所要の手続きをとるものとする。

件 名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）
7 その他	
7. 1 提出書類	
	提出書類は、次による。
a) 役務契約時に提出する書類	一般廃棄物再生利用指定業許可証の写し
	一般廃棄物再生利用指定業許可証の写し
b) 月末に提出する書類	
1) 処分通知書	
2) 処分量が判る検査票の写し	
7. 2 細部事項	
	細部事項は、次による。
a) 契約相手方の履行場所に搬入される事業系一般廃棄物の状態	基地契約済業者が所有する中型のごみ収集車（最大積載量 2 t 程度）に
	基地契約済業者が所有する中型のごみ収集車（最大積載量 2 t 程度）に
	積載された状態で搬入する。
b) 契約相手方は、浜松市指定の一般廃棄物再生利用指定業者に限る。	
c) 事業系一般廃棄物の運搬時は、飛散防止措置を講ずる。	
d) 請求書は、翌日 10 日までに官側（環境係）に送付する。	
e) 予定外の集積に応じて、規定の履行回数を変更する場合は、官側がその	都度指示する。
f) 本仕様書に規定のない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に	申し出て、その指示に従う。

調達要領指定書	調達要求番号	162
	調達要求年月日	令和7年 3 月18 日
	作成部隊	1 空団基地業務群本部
	作成年月日	令和7年 3 月13 日
件 名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）	
仕様書番号	浜基LPS-X600070	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

4. 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

4. 5 履行回数

付表1のとおり。

4. 6 年間排出量

付表2のとおり。

付表 1 一処分予定表 (令和 7 年度)

4月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
区分	草木類																							2	2							4	
5月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	計 (回)
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
区分	草木類									2					2		2					2		2						2			12
6月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	計 (回)	
	火	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
区分	草木類						2					2		2					2		2					2	2						14
7月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	計 (回)
	水	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
区分	草木類				2					2		2					2		2					2		2							14
8月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)
	木	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
区分	草木類							2					2		2					2		2						2					12
9月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	計 (回)	
	金	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
区分	草木類					2					2		2					2		2								2					12
10月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	計 (回)
	水	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
区分	草木類							2		2					2		2					2		2						2			14
11月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)	
	水	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
区分	草木類						2					2		2					2		2						2						12
12月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	計 (回)
	木	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
区分	草木類					2						2								2													6
1月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	計 (回)
	木	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
区分	草木類									2						2								2									6
2月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			計 (回)	
	金	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
区分	草木類						2							2								2											6
3月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	計 (回)
	金	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
区分	草木類						2							2															2				6
四半期	1／四					2／四					3／四					4／四																	
月	4	5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3											
小計	30					38					32					18																	
合計	118																																

付表 2 一年間排出量（見込み）

令和 3 年度～令和 5 年度の年度排出量及び履行回数					
事業系一般廃棄物 （草木類） 処分量（k g）	3 年度	4 年度	5 年度	過去 3 か年 の平均値	令和 7 年度年間 排出量（見込み）
	95,760	96,050	109,250	100,353	129,654
履行回数	82	82	110	91	118
1 回当りの 平均排出量（t）	1.168	1.171	0.993	1.099	1.099
令和 7 年度の履行回数は、付表から 118 回と算定し、1 回当りの平均排出量は、過去 3 か年の平均値及び履行回数から 1.099 t と算出し、年間排出量（見込み）を、129.654 t（1.099 t／回×30 回）とした。 なお、役務開始時期は 4 月下旬からとし、水・金曜日を基準に処分する。					